

Title	国家と文化の対立：森戸辰男事件をめぐる
Sub Title	Conflict between State Power and Power of Civilization -On the Morito Case in 1920-
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.7 (1993. 7) ,p.1- 29
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930728-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930728-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 国家と文化の対立

——森戸辰男事件をめぐる——

中 村 勝 範

- 一、問題の所在
- 二、森戸休職肯定の世論と浮田和民の異論
- 三、「失われた大学の自由」論の噴出
- 四、唯一の論点——国家と文化
- 五、結語——大正デモクラシーの産物

## 一、問題の所在

東京帝国大学経済学部助教授森戸辰男と同大内兵衛が、大正九（一九二〇）年一月十四日、新聞紙法違反として東京地方裁判所に起訴された。森戸は経済学部経済学研究会の機関雑誌『経済学研究』第一巻第一号（大正九年一月一日発行日付）に発表した論文「クロボトキンの社会思想の研究」の署名人として、また大内は『経済学研究』の発行人兼編輯人として、先述の罪に問われたのである。この事件は東京地方裁判所、東京控訴院そして大審院と争われた結果、

同年十月二十二日、大審院は兩名の上告を棄却し、森戸は禁錮三か月罰金七十円、大内は禁錮一か月罰金二十円（ただし執行猶予二年）と確定した。この事件をめぐる、「大学の自由は踏蹴られんとす」<sup>(1)</sup>の声が起り、「大学の独立」「学問研究の自由」に関する論議が各種の新聞雑誌に競って現われ、洛陽の紙価を高からしめた<sup>(2)</sup>と通常書かれもし、信じられている。しかしながら、森戸、大内が起訴された当初は寧ろ逆であって、兩人の起訴は止むなし、あるいは当然とする声が圧倒的であった。<sup>(3)</sup>「失われた大学の自由」、「大学の独立」、「学問研究の自由」という文言が正面切つて広範に主張され、活字になったのは日本主義的な帝国大学学生による組織である興国同志会が森戸問題報告会を開催した時以後のことである。独立、自由を意識的に、きっぱりと言ひ出したのは興国同志会学生であつて、森戸、大内でもなければ学者言論人でもなかつた。本稿はまず第一に、森戸起訴止むなしとした大勢が、大学の独立、学問研究の自由という方向へ流れが変化する節目を明らかにすることを目的とする。

潮流の変化の過程を考察していくと、森戸事件を問題にする者の論点は二極に集約され、その両極が対立するのであるが、双方の論点は全くずれていくことに気づくはずである。森戸起訴止むなし論者は森戸論文の内容を問題にしたが、学問研究の自由を唱える者は、森戸論文の内容に関する論議を完全に排除し、森戸論文の内容とは全く分離されたところで大学の独立、学問研究の自由を抽象的に叫び乃至は論じた。かくのごとく森戸起訴止むなし派と独立・自由派は各々その立脚点を全く異にしていた。この点を実証することが本稿の第二の目的である。

本稿は森戸事件当初、森戸起訴は止むなしという声<sup>(1)</sup>が世論であつたということを実証した拙稿「森戸辰男事件序論」の続編となるものである。

(1) 「教授会の矛盾や／専断を挙げて／法学部の学生大会／近く帝大全部の／学生大会開催か」、『東京朝日新聞』大正九年一月十八日。

(2) 草野豹一郎『出版界ト朝憲紊乱』（清水書店 大正十一年十月二十六日）二頁。また菊川忠雄『学生社会運動史』（中央公

論社 昭和六年十月一日 一一六―七頁)は、上掲書の拙稿引用部分を引用し、当局とそれに加担した者による「思想彈圧の血祭」の例に森戸事件をあげている。

(3) 拙稿「森戸辰男事件序論」(『教養論叢』第93号 一九九三年三月三十一日)。

## 二、森戸休職肯定の世論と浮田和民の異論

「クロボトキンの社会思想の研究」は社会の大激動の中に現われた。

原敬首相は大正九年の年頭にあたり、新日本は旧日本の上に建てられなければならないとし、日本人は保守と進歩の程好き調和を保っていることが必要で、徒に外来思想に動かされる者であってはならず、また世界の大勢に感應し得ない者であつてもならぬという新聞談話を発表した。<sup>(1)</sup> 為政者なり、識者なりが、保守と進歩の調和が必要と説く時は、説く者が調和が崩れていると感じた時であり、しかも保守が進歩から揺振られていると感じた時である。原は「年頭の苦言」において新日本の土台となるべき旧日本を揺振っているものとして労働問題と外来思想を挙げた。史上空前の労働争議の頻発する時代を経過しつつあった原としては、労働問題が「甚だ八釜しくなつた」と考え、日本の構造の根幹から改造を迫つたり、労働争議の正当性を保証する外来思想に警戒心を抱いた。原は労働問題に対しては国家、資本家、労働者の三方の協調を説き、外来思想に対しては徒らにそれに気触れしまし「鉛」のようにならず、さりとて頑固な「石」のようであつてもならず、すべからず世界の大勢に感應しつつ自己を堅持し得る鍛練された「鉄」であるべきだ、というのであつた。

労働問題と外来思想を慮っていたのは原首相だけではない。折にふれて資本家、成金の奢侈が労働者の強い反感を買っていることを戒める山本達雄農商務大臣は大正九年元旦の新聞でもまた、我が労働界は漸次險惡の状を呈し同盟罷業は頻々としていることを憂え、かかる傾向は欧米に於ける労働問題の影響と労働問題研究者の宣伝に因る所尠少

なりとせず特に現時に於ける吾国産業界の急激なる発展が一部資本家の暴利となり一般物価の暴騰と相俟ちて民衆の之れに対する反感並に之に基く生活の不安が労働問題の声を増大ならしめた<sup>(2)</sup>と語っていた。我が労働界の頻発する同盟罷業を憂慮すべき問題とし、この炎に勢を加えているのが欧米における労働争議の情報と労働問題研究者の説く外来思想・情報だといふのである。

気鋭の小泉信三慶大教授は原、山本が慮れていた労働者の運動につき年頭に評論を連載した。そこにおいて小泉は激動しつづける労働争議は評論家、政治家の煽動の力を全然無視することはできないが、しかし彼等は自由にその欲する所に労働者を導いて行くことは不可能である、言論、煽動が功を奏するのはそれが労働者の意志願望と一致するか、或は労働者の心の内に眠って居て未だ意識しない欲求を喚び醒ました時に限る、と論じていた。<sup>(3)</sup>労働者に不満が無かったならば煽動宣伝は無効であるといふのである。

原、山本そして小泉は大正九年の劈頭において、共に労働争議を重要問題と判断し、それと外来思想乃至は外来思想・情報の伝達者との関係につき論じていた。外来の新思想が日本の基底を激動せしめているという認識で三者は一致していた。大正八年は日本の労働者層が外来思想に刺激され、加勢されて、累積されていた欲求不満を爆発させた年であった。年が変わり大正九年初頭に至ると激動は日本の中間・知識階層に伝播した。起爆剤は「クロボトキンの社会思想の研究」であった。

森戸論文に關し、内務省において発売禁止の内議があるということが文部省から東京帝国大学へ通告されたのは大正八(一九一九)年十二月二十七日であった。森戸論文は直ちに回収されたが、年が改まると文部省から大学当局へ再三にわたり、森戸論文善後策につき接触があった。大学当局も山川健次郎総長を中心に経済学部の教授連が会合し、森戸に譲歩を勧める折衝を重ねたが、森戸の主張は変わらなかつたため、一月十日、経済学部教授会は森戸の休職を

決議した。教授会がこの決議を行う前に興国同志会代表が、山川総長及び文部省を訪問し、森戸論文について「かう言ふ事が書いてある」、之では困ったものだ」と陳情した。

新聞は暮から新年一月九日までの森戸論文をめぐる政府、大学当局の動静については全く触れていない。森戸問題が新聞上に躍るように現われたのは一月十一日朝刊である。興国同志会代表が山川総長と文部省に陳情したことを報道したものであった。興国同志会の行動により世人は初めて森戸論文の巻き起した事件を知った。讀賣新聞は「帝大に新旧思想の大衝突」という文字にはじまる見出しをつけ、五段の紙面をこの問題に割いた。東京日日新聞は森戸を危険思想宣伝者と認め、「帝大の興国同志会員憤起し云々」という見出しの下に四段の紙面を当てた。時事新報は森戸が不謹慎の言論をしたと「一部から弾劾」を受けたという見出しで二段の紙面で論じた。東京朝日新聞はこの日も翌日もそして翌々日も全くこの問題につき報道していない。白紅事件以来、大阪朝日新聞のみならず東京朝日新聞は社会の変革的動向の報道には羹に懲りて膾を吹くという状態であった。<sup>(5)</sup> 森戸問題に対し、東京朝日新聞が完黙であり、讀賣新聞は新旧思想の大衝突という視点から筆をとり、東京日日新聞は興国同志会の憤起に焦点を置いて記事を編んでいた。危険思想宣伝者、不謹慎言論を吐く森戸に対する同情論は見当らない。

一月十一日の讀賣、東京日日、時事三紙の記事は、内務省においては森戸論文を以て無政府主義思想を宣伝する危険なるものと見做し、掲載誌を市場から撤回させたが、このことを知った興国同志会代表が山川総長及び文部省を訪問し、森戸の処決を促したと報ずる点で共通していた。その上で東京日日新聞が内務文部当局が森戸論文は国民思想に影響を及ぼす所大であり、陳情学生の主張も理由あることを認め、相当なる処置を執る方針としている点や興国同志会の行動と主張を比較的多く伝えている等、内務文部両省及び興国同志会に視点を置いて報道しているところが他紙と趣を異にする。総じて前記三紙は森戸論文をめぐり、この段階において大学の独立、学問研究の自由、言論思想の自由が侵害されているという表現を全く使用していない。

一月十二日、讀賣新聞は森戸問題に関する吉野作造の談話を掲載した。吉野は後に森戸の特別弁護人を買って出たのであるが、この時点においては森戸論文は余りに多くクロボトキンの意志を持って難して居るから発売禁止は已むを得ないとしていた。<sup>(7)</sup> 吉野談話には森戸論文批判が強く、論文掲載誌の発売禁止を以て自由の抑圧であると見る視角はない。翌一月十三日の東京日日新聞社説は、明かに森戸論文を念頭に置きながら、名指しはしないが森戸を「趨炎附熱の徒」と極付けていた。すなわち、近頃我国の学者論客中、好みて奇矯の言を為す者多く、俗間の流行などには無頓着なるべき専門學術雜誌すら、皆揃いも揃って社会主義、無政府主義、革命運動、労働運動を書き並べて人心を動かすことを試みている、由来新を追うて及ばざるを恐るるが如き状あるは我学者先生であるが、今日の「我学界に、自分には何等の定見も、所信もなく、趨炎附熱の徒」が根絶していかないことを慨嘆せざるを得ない、とするものであった。その学者批判の論点は山県有朋が原敬首相に送った書簡と合致していた。山県は、自ら一世の泰斗を以て任ずる学者が民衆政治、労働万能、社会主義、無政府主義を紹述し、皆奇矯の説を大にして其名を衆愚に求むるに非るはなし、としていた。社説は山県書簡を下敷きに執筆したものであるか、あるいは偶然の一致であるかは不明である。しかしいずれも、改革の思想の紹述者を奇矯の言説を為す者とし、その存在を慨嘆している点は共通している。もっとも社説は我政府は従来社会主義に関する言論を取締ること余りにも刻に過ぎたこと<sup>(8)</sup>の反動として今日社会主義に属するものが光彩を上げているのであるから、禁遏<sup>(9)</sup>過刻でなくなれば流行かくの如く甚だしきに至らずして已みたらんとしている点は山県書簡に無いところである。かようにして社説は山県書簡より一步の進歩性を示しながら、奇矯の言説を弄ぶ学風を慨嘆する所では両者は共通している。したがって社説には森戸論文撤回の行政指導、大学当局の処置、興国同志会の行動を以て大学の独立、学問研究の自由を損傷するものであるとする見解は皆無である。

一月十四日、文部省は森戸の休職と留學生を罷免した辞令を通告したという記事が新聞に報道された。そこでは経済学部教授会は十日に森戸の休職を決議していたと同時に記した。東京日日、東京朝日、時事の三紙が二段組、讀賣

新聞が七段組で報道した。それらの記事の内容を分析すると次の諸点において共通している。

第一点は、興国同志会を正面から批判的に編集するようになったことである。森戸論文に反対する興国同志会が、山川総長、文部省等に排斥運動をした結果、当局も黙視し得なくなり、この結果になった<sup>(9)</sup>、としている。また興国同志会が言論を後にして総長、文部省等を訪問し、森戸排斥を企て事成るをまって演説会を開くことは学問の府にある者の本分を失する者であるとして学生連寄々協議を擬し、森戸問題は学生間の抗争になる気配がある<sup>(10)</sup>、と興国同志会に批判的である。ここで演説会とは、十五日に法学部第三十五番教室において森戸問題に対する態度を明かにすると法学部掲示板に貼り出された興国同志会の貼紙<sup>(11)</sup>で予告されていたものである。

第二点は森戸の休職は森戸論文の帰結であると多くの知名人は受けとり、それ故にこの帰結が学問研究の自由への侵害となると正面切って断言した者はいないことである。文部省の松浦専門学務局長は、あの人を教職に置く事を不適當と認めて休職にした<sup>(12)</sup>、と語ったことは当然としても、山川帝大総長は大学は森戸を休職するまでには教授会議を経て正当な順序を踏んでゐる<sup>(13)</sup>、とした。経済学部教授連は行政方面から觀察すれば危険視されるのは止むを得ぬとして休職処分にしたとし<sup>(14)</sup>、吉野作造はここでもまた森戸論文は危険性を帯びて居り、教授会で問題となつたのは止むを得ない<sup>(15)</sup>とし、仁井田益太郎帝大法学部長は新旧何れの思想にしろ余り極端を云ふのは宜しきを得ない<sup>(16)</sup>とし、慶大教授堀江帰一は政府の処置である休職は寧ろ当然<sup>(17)</sup>、としていた。森戸と親交があり、後に森戸の弁護人になつた星島二郎は、森戸に同情する者はこの際軽挙盲動すべからずとしていた<sup>(18)</sup>。総じて東京の新聞に見られる森戸事件報道には、大学当局、文部省が森戸に対してとつた処置を以て大学の独立、学問研究の自由の侵害とするものは無かつた。

森戸の休職は止むなし・当然とする論調の中であつて、浮田和民の次のような談話は特異であつた。それは冒頭から無政府主義であろうが何であらうが、「研究は思想の自由、学問の独立の範囲にあるもので日本の憲法上許さるべきものである」況んや学問思想の研究を生命とする大学教授にとつては十分に信任さるべきでそれが圧迫されるのは



「立憲政治の不完全を證するものである、苟も憲法の何たるやを知つて居る者の黙する能はざる所」と建前を述べた上で、しかし「従来大学には学問の独立、思想の自由」は無かったのであり今回の事件は特に然り、としていた。<sup>19</sup>浮田談話はもともと日本の大学には学問の独立、思想の自由が無いのであるから今更なにを言わんやというところに落着するのであるが、そこに至る前に一應は立憲政治の建前からいえばこの事件は学問の独立、思想の自由にかかわる問題で黙視する能わず、としていた。かように森戸事件に関連して、日本の大学には従来無いものとしつつ学問の独立、思想の自由という考え方を打ち出していたのは浮田和民だけである。なお浮田は、この談話が掲載されてから二日後、同じ新聞に談話は自分の意を尽していなかったとし、一文を発表した。この一文は後述の森戸問題報告会、学生大会の経過を報じた日の紙面に掲載された。そこには次のようにあった。

「当局者をして其の危険と思维する思想の発表を一々強制的に屈服せしめんとするときは憲法上の自由を破壊し立憲政治の本義と相容れざる結果を生ずる」

「我国の立憲政治は特殊の立憲政治にして有名無実に戻し最高学府の大学すら学問の独立を有せず云々」

思想の強制は立憲政治の本義と相容れないとし、我国の大学に学問の独立無しとする点は二日前の談話と同じである。しかしこの一文の次のとき部分には談話の思想を越えている。

クロボトキンの著書はプラトンの理想国家に類し、学者として天下に知られている。革命運動家であっても「彼の学説を紹介し彼れの学説を宣伝するに於て何の不可かあらん。其学説宣伝の結果實際的運動起り治安妨害の客観的事実発生したる場合には政府の干渉始めて立憲的に施行せらるゝことを得べし」<sup>20</sup>

浮田はここで学問研究の自由のみならず、学説の「宣伝」も自由であるべきだとしている。それどころか実は一文の冒頭は、「所謂危険思想の宣伝は到底立憲政治下に於ては許さざる可からずといふが小生の持論なり」としていた。宣伝もまた可としているのであるが、この点は彼の先きの談話を越えている。談話には、クロボトキンは無政府主義

の研究者にして實際運動家であり、露国旧政府から放逐された人物であるから、「其思想の宣伝が日本の国体の容れざるは言ふ迄も無い」とし、クロボトキンの思想宣伝は不可と明言していた。不可を可と変更したところが浮田の意を尽したところの一点であるとする一文はまず談話の枠を越えていた。その上にこの一文は森戸論文にはクロボトキンの思想を宣伝しているところがあり、危険であるとし、不可とした内務文部両省、山川総長、経済学部教授会多数派の見解と対立し、それらの見解から突出していた。また浮田は、宣伝の結果、運動が興り治安妨害という事実が生じたならば、その段階で初めて干渉が施行されるべきだという。そのことは治安妨害が惹起した時の対策を示しているだけではない。実は森戸論文による治安妨害はおろか、いまだ実践運動ひとつ現われていないではないか、かかる段階において仮りに宣伝であったとしてもその程度のもを圧服させる必要はない、という敵しい批判を行間に籠めている。かくて宣伝も可とする浮田の主張は、当時他に見られない突出したものであっただけでなく、宣伝として森戸を圧服しようとしていた諸勢力を過剰圧服として批判していた。しかし、この一文は文部省による森戸の休職止むなしとした山川、仁井田、吉野、堀江らの談話が掲載された日（十四日）より二日後（十六日）に掲載されたことを重ねて指摘して置きたい。

浮田のこの一文にはさらに談話に無かったものが附加されていた。「大学助教授の論文にして然も経済学部の機関雑誌に掲載せらるること事実ならば責任は最早や森戸助教授一人に止まる可からざるは勿論の事なりと信ず」というのがそれである。少くとも編輯委員全員の責任であると言いたかったのか、あるいは経済学部全教員の責任と信じたのかは分らぬが、いずれにしても森戸一人であるというの筋が通らないということである。この責任論の部分は談話に無いものであるから、これも付け加えることにより浮田は己の意を尽したしたのであろう。この森戸論文が危険であるとして罪せられるのであれば、森戸一人に止まるべきではあるまいという見解も他に見られなかったものである。

要するに森戸事件の当初において、森戸の休職処分は止むなしとする見解が多数論であったが浮田和民だけ違った。彼は学問の独立、思想の自由を保障する立憲政治の原則からして、かかる庄迫は本来あってはならないものであるということをも最も早く明言していた。

森戸休職を報道する新聞記事を通読し分析して、指摘して置きたい第三点は、森戸は筆禍に遇っても節を曲げなかったということである。休職を報じる新聞の中で森戸は「決して罪悪だとも考へないのみか寧ろ人間として云ふべきことを言つたまでのこと」<sup>(21)</sup>だと自己の論文について述べた。云うべきことを言つたまでとは自己の思想信念の吐露そのものであるということであろうが、この態度は終始一貫していた。論文が文部省から警告を受けた当初、山川総長は事を穏便におさめるために、森戸に思わず筆が走ってしまった、自分の本意ではなかったと言つて貰えまいかと懇請したが、森戸は本気で書いたと即座に妥協案を断つていた。<sup>(22)</sup> 起訴された直後も、森戸は「学者として到達した結論を正直」に書いたのであるから万一国法に触れる事があるならば「甘んじてその刑罰を受け」と語つていた。<sup>(23)</sup> ついでに記せば、森戸は懲役三か月を終えて出獄した時、「私の書いた凡ては私にとつて不安なものか有害なものであり私の獲た凡ては私にとつてなくてはならぬ最善なものである」<sup>(24)</sup> という意味深長なことを書いた。かようにして森戸は、彼の論文が問題化した段階、休職の辞令を受けた段階、起訴された段階、さらに服役後を通じて、自分が「本気」「正直」に書いたものが不可とされたを受けとめていた。彼の論文は自己の確信を執筆したものであるから、それにより刑罰が下されるならばそれを受けるとして、刑罰を受けた後も刑罰は精魂こめた研究の結果であると吐露していた。森戸は休職も刑罰も自己の思想信念に誠実であることから受けねばならぬものであると言いつつ切つていたが、しかし森戸は一連の強圧は大学の独立、学問研究の自由に係わる問題であるとは言わなかつた。

ここで、森戸と共に起訴された大内兵衛の場合を併せて考察しておこう。大内は起訴された時、「私は側杖を喰つた様なもので、気の毒なのは森戸君です、打算的に言つても私にはちつとも損失はありません、只今後私が官吏とし

て立つて行く事が出来ないだけですねハムム」と語った。側杖を喰ったという意識と官吏としての生活を継続できないことへの無念さはそこにある。しかし、この事件は、大学の独立、学問研究の自由を侵害するものであるという意識はない。ここではそのことだけを確認して置けばよい。

以上、本節を総括し、森戸論文掲載誌が回収され、森戸が休職処分を受け、森戸、大内が起訴されたことに関し、兩人並びに当時の知名人の間には、それらのことが大学の独立、学問研究の自由への侵害であるという発言は殆ど無かった。そうした状況の中で浮田和民だけが、この事件は本来学問の独立、思想の自由を保障する立憲政治の本義からすると黙す能わざる所であるとし、また立憲政治下においては学説の宣伝、危険思想の宣伝も許されなくてはならぬと主張していた。つまり憲法上は事件を黙認すべきではなく、許すべからざることであるが、わが国の実態は憲法と異り大学における学問の独立も思想の自由もないのであるから今更いっても詮かたないことではある、と奥歯を嚙むのであった。

- (1) 原首相談「年頭の苦言」(『東京日日新聞』大正九年一月五日)。
- (2) 山本達雄「今後の労働問題／資本家及労働者に望む」(『時事新報』大正九年一月一日)。
- (3) 小泉信三「労働者運動概観(一)」(『時事新報』大正九年一月四日)。
- (4) 「有罪となれば／大学の不祥事／自発的の処置を断行したと／山川総長解職の内容を語る」(『東京日日新聞』大正九年一月十五日)。
- (5) 拙稿「黎明会創立における大正デモクラシーの一齣(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第五十八巻第二号 昭和六十年二月)。いわゆる東西両朝日新聞の不覇独立、議院公論は終焉した(大庭柯公)といわれた状態はなお継続していたのである。
- (6) 「危険思想宣伝者と認め／森戸助教授を排斥す／帝大の興国同志会員憤起し／昨日午後文部省に陳情す／崇つた森戸氏のクロポトキンの思想研究／最高学府の大問題」(『東京日日新聞』大正九年一月十一日)。
- (7) 「森戸助教授排斥は／学生として愚劣／クロポトキン研究は当然の勢／只同氏の紹介は余りに露骨／吉野作造博士は批評」(『讀賣新聞』大正九年一月十二日)。

- (8) 「概すべき学風」(『東京日日新聞』大正九年一月十三日)。
- (9) 「新旧思想の争闘から／森戸助教授休職となる」(『経済学研究』)に発表せる論文が禍ひして／休職を命ぜらるると同時に留學生罷免」(『讀賣新聞』大正九年一月十四日)及び「森戸助教授は／遂に休職となる／海外留學生も免ぜらる／問題は學生間に移らん」(『東京日日新聞』大正九年一月十四日)。
- (10) 右註中の『東京日日新聞』記事。
- (11) その貼紙の内容は「来る十五日法学部第三十五番教室に於て経済学研究所所載の森戸助教授の論文に就き同助教授に對する本会の態度を明かにし併せて所信を披瀝せんとす」というものであった(『帝大の森戸助教授／休職を命ぜらる／無政府主義の研究から／留學生も沙汰止み／學者の窮屈さを痛嘆』(『東京朝日新聞』大正九年一月十四日)。
- (12) 「あの人を教職に置くは／不適當と認めて／松浦専門學務局長は云ふ」(『讀賣新聞』大正九年一月十四日)。
- (13) 「教授會議の／決議に據る／他に格別の／理由が無い／と山川総長語る」(同右紙)。
- (14) 前掲「森戸助教授は／遂に休職となる／云々」。
- (15) 「人材が去るは／惜い事／唯過失の爲に／吉野博士の談」(『讀賣新聞』大正九年一月十四日)。
- (16) 「觀方では／紹介とも／宣伝とも／仁井田博士談」(同右紙)。
- (17) 「政府の處置は／寧ろ当然／堀江博士の談」(同右紙)。
- (18) 「同情し過ぎて／森戸氏を／苦境に立たしむる勿れ／星島弁護士の談」(同右紙)。
- (19) 「眞に圧迫とすれば／憲政の非を證す／但し危険思想の宣伝は到底／許す可らずと浮田博士語る」(同右紙)。
- (20) 「法学博士浮田和民「危険思想」」(『讀賣新聞』大正九年一月十六日)。
- (21) 「罪惡とは考へぬ／寧ろ人間として云ふ可き／事を言つた迄のことです／と問題の人森戸助教授語る」(『讀賣新聞』大正九年一月十四日)。
- (22) 森戸辰男「思想の遍歴 上——クロボトキン事件前後——」(春秋社 昭和四十七年五月二十日) 四四頁。
- (23) 「国法に觸れたら甘んじて／刑罰を受けます／私には私だけの覚悟はある／他からの運動は謝辭します／と森戸氏心事を打明く」(『讀賣新聞』大正九年一月十五日)。
- (24) 「上富士前町から」(『同胞』第六号 大正十年三月一日)。
- (25) 「公人的生活が／出来ぬ丈／大内氏語る」(『讀賣新聞』大正九年一月十六日)。

三、「失われた大学の自由」論の噴出

新聞記事の見出しに「失われた大学の自由」、同記事中に「大学の独立」、「大学の自由」の文言が使用され、社説(1)タイトルに「研究は自由」、同社説中に「学問研究の自由、思想の独立、言論の自由」、「学問の独立」等々の文字が突(2)然多用されるようになったのは興国同志会の「森戸問題報告会」(3)の状況を報じた一月十六日からである。いわば興国同志会による森戸問題報告会が契機となり、事件は森戸論文に原因があるとしていたマスコミの筆使いを、事件は大学、学問研究の自由に対する圧迫であるという書き方に転換させた。もともとその一兩日前に、前述のごとく浮田和民の元来大学には学問の独立、思想の自由が無く、今回の事件は特に然りとする談話や、元大審院判事・法学博士大場茂馬が「思想の自由」は今日の世論であるから社会主義、無政府主義が如何なるものであるかという事は万人共通の研究問題である時に起訴すれば、却って万人の好奇心を惹起せしめ宣伝になりはしまいかという談話(4)が新聞に現われてはいた。つまりそれらの談話は、一方は昔から学問の独立、思想の自由が無いのであるから今更特に問題にするほどのことはないというものであり、他方は思想の自由の御時勢に起訴は、政府が隠して置きたいものへ万人の興味を唆るという逆効果を生むことになるというものであった。浮田、大場の談話は共に事件は大学の独立、学問研究の自由を脅かすものであると直言するものではなかった。大学の自由は將に失われんとす、というアピールは森戸問題報告会を伝えた段階から始まる。

森戸問題報告会は一月十五日午後一時より東京帝国大学第三十五番教室において開かれた。各入口には特に学生監の命を受けた守衛が三名宛警戒し、学外の入場者を拒絶し、会場内にも七、八名の守衛を佇立させていた。七百名を容れる大講堂は聴衆で立錐の余地がなかった。開会の辞は政治三年の池田某、ついで独法二年石井康、法学士立花定独法三年小原正樹が順次登壇し、興国同志会の運動経過を報告した。(5)報告の内容は森戸に官憲の手が及ばんとしてい

たため、「大学の独立」を保たんため止むを得ず斯くの如き手段を用いた。かかる行動により、「大学の自由」を毀けた責任は謝するが、これは大学に対する誠意から出たものである、<sup>(6)</sup> というものであった。池田の開会の辞は冷笑され、石井、立花、小原の経過報告は多数の罵詈と「ノー」という叫び声を浴び、頗る喧騒の中で行われた。<sup>(7)</sup> 報告会は短時間で終った。以上が新聞による森戸問題報告会の要約であるが、新聞だけでは冷笑、罵詈、喧騒の原因が不明であるし、報告の内容も理解し難い。他の資料により補足しなくてはならぬ。

そもそも森戸問題は興国同志会が森戸論文が危険思想を宣伝するものとして反対し、山川総長、文部省等に盛に排斥運動をしたために、当局者も黙認し難くなり休職、留學生罷免となったと報道され忽ち世間の耳目を集めることになったと一新聞は記述していた。<sup>(8)</sup> その興国同志会による森戸問題報告会である。学内は緊張し、学外者の入場を拒絶しても定員七百名の大講堂が帝大生により立錐の余地がなくなるのは当然である。しかるに報告者は僅かに四人であり、形式的で人を馬鹿にしたような通り一遍の報告演説で、しかも開会から閉会まで僅か十五分、甚だ空疎なものであったため、会場は憤激した。<sup>(9)</sup> したがって登壇者は単に総長及び文部次官訪問の時日の報告をしたのみであって、かかる行動に出た理由については云うに云えざる事情があるとか、官憲の庄迫大学に迫らんとしていたからであるというだけで、庄迫の内容は具体的に説明できないとし、また論文の内容に大学の名誉を傷つける所があったから事ここに及んだというが、如何なる点が大学の名誉を傷つけたかという説明がこれまた無かった。<sup>(10)</sup> とりわけ論文の内容という根本問題に触れなかった点が重要であり、さらにいえば同会が恰も大学全般の意志であるかの如き顔をして行動した点が聴衆に非難された。<sup>(11)</sup> あれこれの補足的資料を点綴していくと以上のようなことになるが、ここで不可解な文言が一箇所ある。それは聴衆に非難されたとするものに、森戸論文の内容に触れなかったことと、同志会が恰も大学全体の意志であるかのように行動したことと共に、「大学の独立自由を侵された点」<sup>(12)</sup> とあるが、この括弧の部分を如何に解釈すべきであるか分りかねる。文部内務両省その他からの庄迫干渉があり、それにより大学の独立自由が侵されそ

うになったと解釈するためには括弧内の文言が不足している。あるいはまた興国同志会が大学当局、文部省等に行動し、それが大学の独立自由を侵す結果になったというのであれば「侵した」とすべきであって、「侵された」という文言を使用する筈が無い。「大学の独立自由」という文言は、本稿の研究の核心に触れるものであるから、大学の独立自由が侵されようとしていたといおうとしていたのか、あるいは大学の独立自由を侵したことを反省するためにこの文言を用いたのか確定しなくてはならぬが、それがしかねる。新聞記事によると、興国同志会は、そのいずれの意味にもとれる二箇の問題について各々弁明的発言をしていた。すなわち既述の通り一方では官憲の手から「大学の独立を保たん為め」といい、他方では「大学の自由を毀けた責任」とも弁じていた。

かかる曖昧な点を含みながら、なおここで確認できることがある。それは大学の独立、大学の自由、あるいは大学の独立自由という文言を、目下只今大学が直面している問題として最初に積極的に取り挙げたのは興国同志会であったということである。但し、興国同志会は大学の独立を保守せんとしていいながら、山川総長、文部省を訪問したことは、山川総長に圧力をかけ、文部省の圧力を誘導し、大学の独立自由を自ら蹂躪することになるのではないかという批判は成り立ち、事実、同会は森戸問題報告直後からかかる批判を浴びた。興国同志会もまた批判を浴びるまでもなく、同報告会において自己の言動の中に矛盾があるとし、文部次官訪問は大学の自由を毀けたとして陳謝したのであった。大学の独立を保持しようとして、大学の自由を毀損したというのでは、自己矛盾である。興国同志会の言動、論理にはこの自己撞着があり、徹底を欠いていた。それにも拘わらず、あるいは徹底を欠いていたがためにとうべきか、興国同志会は大学の独立自由という問題を提起した。興国同志会は自己の主義主張において一貫していたのであれば、大学の独立自由を口にすることは無い。

以上で、大学の独立、大学の自由という文言を公然と初めて使用したのは、興国同志会の森戸問題報告会においてであるということを明かにした。この折に、同報告会は僅かに十五分間で終り、しかもその報告が通り一遍、空疎で



あつた理由をも考察して置きたい。冷笑、罵詈、喧騒を發した聴衆の学生は、輕卒、淺薄で子供のようであつたが、そのような混雜を生んだ責任の一端は興国同志会員が形式的な報告で済ませたところにあつた。<sup>(13)</sup>しかしながら、興国同志会がかくも短時間に形式的な報告会で終らせたのは、森戸、大内が起訴されたところに理由があつたように思われる。そのように考えられる理由は以下の通りである。すなわち、初め興国同志会が森戸問題に関する演説会を計画し、發表した時点では文部省による森戸休職辞令は公にされておらず、いわんや森戸、大内の起訴もなかつた。従つて予告されたところでは、演説会において興国同志会の森戸論文及び森戸に対する態度と所信を表明するというものであつた。しかしこのことを予告した直後、文部省から森戸への休職辞令が公にされた。かかる状況の変化により、仁井田益太郎帝大法學部長が述べたように興国同志会の目標が無くなつた。<sup>(14)</sup>ことになる。その上に森戸、大内が起訴され、状況は更に變化した。状況が次つぎと變化する中で、興国同志会は森戸論文と森戸に関する同会の態度を披瀝しようとしていた演説会を同会の行動に関する経過だけを簡単に報告する会にトーンダウンさせる結果になり、「物淋しい」<sup>(15)</sup>というレッテルを貼られた報告会になつたのであろう。

森戸問題報告会が呆気なく閉会になると、会場の中から突然、政治科二年の杉基一が演壇に上り、是より学生大会を開く、と宣言した。宣言は否定されなかつた。杉は演説をはじめた。それは「學問の獨立」を以て任ずる大学の中心から興国同志会員のごとく総長に走り、あるいは文部省に走る等の学生がいたことを非難するものであつた。この興国同志会攻撃の演説は満場の拍手大喝采を浴び、会場の空気は一変した。<sup>(16)</sup>商科三年の井上某は「同志会の諸君は大学の自分を失す、此際自決をしないならば、寧ろ我々から総長へ願ひ出して除名処分を乞おう」と叫んだ。<sup>(17)</sup>興国同志会批判が一段と激化した頃、經濟學部教授である森莊三郎、渡辺鏡藏が前後して登壇した。両教授は、興国同志会の諸君は何故に經濟學部教授に謀ることなく「大学の自由」を失う挙に出たのか、諸君は教授会を侮辱している、学生

として相当の処分があるべきであると声涙共に下る演説をした。<sup>(18)</sup> 次いで学生白鳥の興国同志会非難の熱弁、さらに伊藤法学部助手から、森戸論文は純然たる学術的論文である、これを宣伝と見るのは誤りである、という陳述があり、そのあと大学院生、助手等数名、そして工学部学生島田某が演説した。<sup>(19)</sup> その後、翌一月十六日、経済学部学生大会を開き左の件を審議することを決めた。<sup>(20)</sup>

一、興国同志会の責任を問ひ公式に陳謝せしめ解散せしむること

二、森戸助教授の論文及び教授会の決議を論議すること

閉会に先立ち、法学部学生にして同志会員石井康が登壇し、「諸君の叱責を受けて慚愧に堪へぬから自決します」と述べ、両眼に涙を浮べて退場した。<sup>(21)</sup> 五時近くに自然に会集は散じた。<sup>(22)</sup>

突如齊された学生大会の特徴を考えてみよう。第一に、それは興国同志会批判・非難の大会であった。そのことは「全く森戸助教授の同情演説会に化<sup>(23)</sup>」したということである。興国同志会を批判・非難し、森戸に同情する演説会に化したのは、当の興国同志会員を前にしていたのであるから自然のなり行きであったかもしれない。しかしながら登壇者は興国同志会の非を攻むるに急であり、聴衆の学生は罵詈攻撃の咆哮に感激し拍手喝采するだけであつたとし、登壇者中、事の真相に触れて共に計らんことを欲し且つ企てた人は甚だ少数であつた、また聴衆学生の中に興国同志会の主張を促がして之れに傾聴するだけの余猶が欲しかった、という批評がある。<sup>(24)</sup> この批評は興国同志会の行った森戸問題報告会が形式的で人を馬鹿にしたような、甚だ空疎なものであるとも敢しく批判した記者の筆になるものである。

学生大会における第二の特徴は、登壇して発言した教授の中に、随分憤慨して興国同志会員の行動殊に其の教授会を無視したことを痛撃した者がいたことである。<sup>(25)</sup> 学生大会において何故教授達が会場に出席するだけでなく、登壇し、大演説を行ったのか不明である、しかも教授は学生に負けず興奮し、憤慨して興国同志会を痛罵した。これを喜んだ

のは一般学生であり、満場破れるが如き拍手を浴びたことは既に記した。しかしながら、こうした興奮状況を冷静に眺めていた一学生は、教授達があまり憤激に充ちていたので、それは教授会に対する「各方面からの圧迫（？）に依る不備が、此所に現はれるのかとさへ思」<sup>(26)</sup>ったと皮肉に批判した。これは大学当局、教授会に対する圧力なるものが、巷間噂されているほど強かったならば、権力の走狗とこれもまた囁かれていた興国同志会を教授達がこれほど攻撃する筈はない、こうした痛罵は圧力があつたとしてもその弱さを示すものではないか、ということである。

第三の特徴は、興国同志会員は学生大会中肅然としていたことである。壇上の学生、教授、会場の学生が共鳴し合つて、同会を罵り喧騒を極める中であつて、同会員は罵り返すこともなかつた。森戸問題報告会は空疎であり形式的であつたとした先述の記者は、学生大会において喧々囂々たる罵詈攻撃を浴びながら退場することなく肅然と謹聴し、罵り返すこともなかつた興国同志会員と、彼等の中の石井康が自己の不明を詫びて自ら責任を負い処決すると言明したことを、学生大会の中で数少い取るに足るものの一個としている。同時にこの記者はまた会場における興国同志会員は学生一般と比較して慎重だつたことを認めつつ、同会が何故に正々堂々と自己の信念を披瀝し、論議しなかつたのか、その点は遺憾であるという苦言も提している。

第四の特徴として、学生大会もまた森戸問題報告会におけると同様に、森戸論文の内容に殆んど言及するところがなかつたことを挙げるができる。学生大会は森戸への同情演説大会と化し、興国同志会攻撃演説会に化したのが、肝心な森戸論文の不可不可について徹底して論ずる者がいになかつた。そうした中で一人、森戸の人格の高い事、勉勵努力の士なる事、森戸論文は決して宣伝のつもりで書かれたものではないこと等を説いた者がいた<sup>(27)</sup>という。かく説いた者は、学生、教授が興奮し、学生が騒がしい中で、「慎重にしんみりした話をせられた方」<sup>(28)</sup>と記されている人物と同一であるかもしれない。そしてその人物は森戸論文は純然たる学究的論文であり、宣伝に非ずと陳述したとされる伊藤法學部助手かもしれない。<sup>(29)</sup> 学術的論文であり宣伝に非ずと陳述する以上、多少は森戸論文の内容に論及していたか

もしれない。しかしながら、事実、内容に入ったかどうか不明である。いずれにしても学生大会は森戸問題報告会と共に、問題の根底が何処に在るかを看過し、問題の中心に触れず、思想の根底に立ち入って考える人間の少いことを証明したものとなった。<sup>(30)</sup> 森戸問題の核心は、森戸論文を宣伝と認めるかどうかということであり、更に突詰めると国家否認説を是認するか否かということであった。森戸の人格が高潔であり且つ彼が勉勵努力の士であるかどうかは、事柄の本質とは無関係であることを熟知していた学生もいた。<sup>(31)</sup>

(1) 「失われた大学の自由／七百の学生奮起す／昨日の森戸助教授問題報告会／興国同志会員は專擅の處置を謝罪す／学生連は同志会員の除名処分を叫ぶ」(『東京日日新聞』大正九年一月十六日)。

(2) 「研究は自由、宣伝は不可」(『讀賣新聞』大正九年一月十六日 社説)。

(3) 『東京日日新聞』が「森戸問題報告会」(前掲「失われた大学の自由／云々」と呼び、『讀賣新聞』が「興国同志大会」もしくは「同志大会」(『物淋しい興国同志大会が／急轉して賑かな学生大会／経済学部は森渡辺両博士が悲壯な痛撃／商科の井上氏が同志会連の處決を促す／会場は帝大の教室で稀な盛況』大正九年一月十六日)と呼称していた。いずれにしてもこれは興国同志会の演説として新聞に予告されていたものである。

(4) 「森戸大内助教授等の／起訴は慎む可し／政府之を断行せば結果は却て／官僚主義の現実暴露に終らん／法学博士「大場茂馬(談)」(『讀賣新聞』大正九年一月十五日)。

(5) 前掲「物淋しい興国同志大会が／云々」。なお池田某については新聞には名前がない。「東京帝国大学一覽 従大正八年至大正九年」(東京帝国大学 大正九年三月二十九日)所載の在学生名簿(大正八年九月末現在)では、全法学部政治学科学生中に池田姓の者は見あたらない。但し、『東京帝国大学一覽 従大正六年至大正七年』(東京帝国大学 大正七年二月二十一日)の名簿(大正六年九月末現在)には、同学科一年に池田鹿一の名がある(二二頁)。もしこの池田が順調に進級しているとすれば、大正九年一月には政治学科三年生であるが、前述の『東京帝国大学一覽 従大正八年至大正九年』には池田姓の人物は存在しない。

(6)(7) 前掲「失はれた大学の自由／云々」。

(8) 前掲「新旧思想の争闘から／云々」。

(9) 濱田壽一「大学独立運動と思想問題」(『大学評論』第四卷第二号 大正九年二月)。

- (10) 工学部 はげむ生「興国同志会員に問ふ」（同右誌）。
- (11)(12) 興国同志会の一員「感想」（同右誌）。
- (13) 前掲濱田壽一「大学独立運動と思想問題」。
- (14) 前掲「観方では／云々」。
- (15)(16) 前掲「物淋しい興国同志大会が／云々」。
- (17) 同右。但し同右紙では井上は森、渡辺両教授の後で発言したことになるが、前掲「失はれた大学の自由／云々」では井上の後、森、渡辺両教授の順で発言したことになる。本稿は後者の記事に従った。なお井上の名であるが、前掲『東京帝国大学一覽 従大正八年至大正九年』所載の在学生名簿によると、経済学部商業学科に井上一元もしくは井上貞蔵を見出す（七五頁）ものの、いずれであるか特定しかねる。
- (18) 前掲「失はれた大学の自由／云々」。「讀賣新聞」は森、渡辺両教授の演説を次のように記している。「興国同志会の諸君は少くも学生として態度を失つてゐる。諸君が始め総長の許に行き文部省に行く前に、何故森戸氏や並びに我々教授の許へ来てくれなかつたか。そして行動する前に何故我々の意見を聞いてくれなかつたか。諸君が先程此壇に立たれただけでも少くも同志は四人ある、此の四人の諸君が何故手分けをしてども我々の意見を聞きに来てくれなかつたか。経済学部の教授は七名しかない。四人で廻つても優に一日で間に合ふ訳である。而もその猶予は充分あつて此の拳に出なかつたのは学生として手続きを誤つたもので我々教授を侮辱したものである」と同志会を痛罵し満場割れるが如き拍手を浴びて降壇した、とある（前掲「物淋しい興国同志大会が／云々」）。
- (19) 前掲「失はれた大学の自由／云々」。なお伊藤法学部助手であるが、東京帝国大学の分科大学通則によると、助手は正式には「副手」の名称を用いた。副手の名簿は、管見の及ぶ限り残されていない。したがって伊藤の名は特定できない。但し副手は大学院もしくは分科大学を卒業した者に限定され（前掲通則）、この点から見ると伊藤清（大正七年七月独法科卒業、九月大学院入学）が該当する可能性がある。また島田某については、当時工学部の学生で島田姓の者は島田秀穂（建築学科）のみである（前掲『東京帝国大学一覽 従大正八年至大正九年』の在学生名簿 四四頁）。
- (20) 前掲「失はれた大学の自由／云々」。
- (21) 石井は一月十七日、「小生の行為は学生の本分を失せるものなれば」という理由を附し仁井田法学部長の手に退学願を提出した（「石井学生が／退学願／興国同志会員」へ『東京日日新聞』大正九年一月十八日）が、一月二十一日、法学部森戸間題実行委員の懇話に基き、退学届を撤回した（「法学部委員／態度を決す／小原氏に失言／の取消を要求」〔「讀賣新聞」大正

九年一月二十二日。

- (22) 前掲濱田壽一「大学独立運動と思想問題」。
- (23) 法学部学生C・H・生「感ずるまゝを」(『大学評論』第四卷第二号 大正九年二月一日)。
- (24)(25)(26) 前掲濱田壽一「大学独立運動と思想問題」。
- (27) 前掲法学部学生C・H・生「感ずるまゝを」。
- (28) 前掲濱田壽一「大学独立運動と思想問題」。
- (29) 前掲「失はれた大学の自由／云々」。
- (30) 前掲濱田壽一「大学独立運動と思想問題」。
- (31) 前掲法学部学生C・H・生「感ずるまゝを」。

#### 四、唯一の論点——国家と文化

興国同志会による森戸問題報告会、それに続いて行われた学生大会を通じて総括すると次のようになる。

第一は、森戸事件をめぐる新聞報道で見る限り、「大学の独立」「大学の自由」という文言を最初に、積極的に使用したのは興国同志会員であり、それは森戸問題報告会においてであったということである。大学の独立、大学の自由という文言そのものや、あるいはそれらに近い思想の自由、学問の独立という文言は浮田和民や大場茂馬も森戸事件論評中の談話の中で使用していた。但し、浮田は大学の独立、学問の独立等は昔から我国には存在したことがないのであるから、今更云うことは無いという態度であったし、大場は思想の自由一般論という型で論じていた。つまり浮田、大場は、森戸事件が大学の独立、学問研究の自由に対し、現実の侵害であるとして生なましく論じたのではない。これに対し興国同志会は、森戸の処決が官憲により下されることは「大学の独立」が外から脅かされることになるから、そうなる前に大学内部において問題を処理しようということと同会は行動し、総長、文部省を訪問した、という

のであった。また同会員は文部省を訪問したことは、「大学の自由」を毀傷したとして陳謝した。他方、学生大会における反興国同志会派の弁士は、大学の独立を保持せんとする興国同志会員が総長、文部省へと走り廻ることは矛盾である、それこそ「大学の自由」を失うことになると攻撃した。興国同志会も反興国同志会派も共に森戸事件そのものが直接大学の独立、大学の自由と深く係わっているものとして論じたところが、浮田、大場談話と異るところである。しかしながら、ここで注意すべきは、森戸に対する文部省の休職処分、森戸、大内の起訴に対して興国同志会も反興国同志会派も共に、それらの処分が大学の独立自由への侵害であり、学問研究の自由の否定であるという議論はしていないということである。

第二に、森戸問題報告会と学生大会の間には雰囲気において大なるギャップがあった。森戸問題報告会は「物淋しい」ものであったのに対し、学生大会は「賑か」であった。具体的に比較すると森戸問題報告会における弁士は四人に過ぎず、十五分間で終わった。弁士の報告に積極的に賛同する者は表に現われなかっただけではなく、満場反対の坩堝と化した。他方、学生大会は弁士として合計十名程が次つぎと現われ、その中には二人の教授、少くとも一人の助手が登壇した。満場割れんばかりの大拍手で進行し、大喝采裡に閉会するという「賑かな学生大会」<sup>1)</sup>であった。学生大会の賑かさは、満場が殆ど森戸同情演説・反興国同志会演説の同調者であったというだけではなく、二教授それぞれ助手まで登壇したという点において多彩であった。かように学生大会が賑かで多彩であったということは、それほどに反興国同志会の空気が強大であったということでもある。

反興国同志会の空気が厳然として潜在していた。しかし、空気だけでは森戸問題報告会の終了から間髪をいれず学生大会へ切り換えることは不可能である。そこに、巧みな技が必要である。反興国同志会の空気を利用し、流れを大転換させるリーダーが無くてはならず、そのリーダーの胸中には、同一の会場と同一の学生大衆を利用し、全く別の芝居をさせるシナリオが秘められている必要はないか。絶妙のタイミングで、流れを一瞬の間に大転換させたリーダー

一は杉基一である。杉は後日、森戸問題報告会において興国同志会から十分な弁明を予期し、なお納得し難い点は質問したいと思っていたが、弁明は甚だ不十分で、かつ質問の機会も与えられなかったので、報告会閉会后、あのような状態になったのだと思う<sup>(2)</sup>、と他人ごとのように記している。杉の胸中深く大芝居のシナリオが秘められていたということを歴と裏づける証拠はない。したがって杉は咄嗟の間に大転換を計ったとも考えられる。もしもそうだとすると杉の状況分析の明晰さ、判断の的確さ、行動の機敏さに驚嘆しつつ、なお資料を渉猟していくと、一、二気がかりな文書に遭遇する。

小原正樹は興国同志会員であり、帝大法学部緑会総務部員の学生であった。森戸問題報告会における報告者の一人でもあった。小原は、学生大会直後、森、渡辺の両教授及び「森戸、大内の諸氏が現れて之に加担せられたのですが、我等の目に映じた凡ての光景は既に、もくろまれた芝居とか思はれませんでした<sup>(3)</sup>」と語っている。森戸が会場に現われたということは無かったとされているが、大内は姿を見せた。いずれにしても、小原を含む興国同志会員は、学生大会への切り換えを「もくろまれた芝居」と受けとっていたが、それを裏づける証拠はない。しかし、中立を自称する一学生の次のような文書もある。すなわち、学生大会に転換したのは、興国同志会の報告が単に通り一遍のものに過ぎなかったために、学生の予期に反した事夥しく、それが主な原因で「渡辺教授がそれに乗じて、一学生を擁してあの挙に出たのであると私は確信してゐます<sup>(5)</sup>」というものである。一種のクーデター説である。この時、渡辺に擁された一学生とは杉を指すかとも思われるが、確実にそうとは断定できない。また匿名学生の「確信」をそのまま鵜呑みにすることはできない。しかしながら興国同志会が森戸問題報告会のために折角設定した会場を、報告会終了と同時に電撃的に興国同志会糾弾大会、森戸助教教授同情大会に突然変貌させた手腕は訝え渡っていた。それは中立学生でさえ興国同志会の際に乗じたクーデターと感じたほど見事なものであったから、乗っ取られた興国同志会員が、もくろまれた芝居と悔しがるのは当然である。しかし、クーデター説も芝居説も邪推であって、事は自然の流れであった



とすれば、瞬時にして状況を大逆転できる万能の力の実存を認めざるを得ない。

第三に、経済学部教授会における森戸休職の議決は教授会を形成する教授多数の自主的判断によるものであった。少くとも興国同志会からの圧力を教授達は感じていなかった。なぜならば森戸休職に賛成した森、渡辺両教授は、学生大会において興国同志会の行動を軽率、盲動と痛罵したが、これは圧力を受けている者の言動ではない。更にいえば教授会は文部省、内務省の圧力も感じていなかったと思われる。なぜならば興国同志会は巷間で権力の走狗と噂されていたが、もしもそうであれば同会を七百人の学生の前で公然痛罵できるものではない。教授達は興国同志会は権力の走狗でない、また権力といわれるものにも無限の力は無いことを見抜いていた。以上の諸点から経済学部教授会多数派は、森戸論文は森戸を休職させるだけの十分の理由があると判断し、森戸の休職を議決したといえる。なお渡辺鎮蔵に限っていえば、彼は大内を教授会において懲戒休職とする議決には強硬に反対した。<sup>(6)</sup>この渡辺は森戸休職議決には反対しなかったことから森戸論文には寸分の弁護の余地もないものとしていたことがわかる。

第四に、興国同志会と反興国同志会の対立は、人脈的、派閥的、感情的なものもあったが、哲学的、思想的、イデオロギー的な要素にも大なる原因があった。このことは新聞に掲載される森戸問題報告会、学生大会に関する記事、社説、有名人の談話等には鮮明に浮彫りされていない。しかしながら一興国同志会員はこの点を如実に示した。すなわち彼は、まず森戸論文は研究に非ずして宣伝である、それにも拘わらず「学問の独立学問の研究」の名の下に無政府共產主義の宣伝を為して尚憚らず、興国同志会員を目して学問の自由を抑圧する者という、理非曲直の顛倒も甚だしい、とする。その上で、「論点は只一つ」であるとす。すなわち、

反興国同志会側は「文化の爲めには国家をも無視してゐる、爰に於てか則ち国家の上に学問の独立自由を叫んでゐるのであります、我等に言はせると、学問の独立も自由も国家あつて始めて生れるものとなすものです。（中略）要するに国家と云ふ立場に立つて見た文化と国家も大学も文化の下に見た目——それに據る分岐点の争闘です」<sup>(7)</sup>

「国家も大学も文化の下」というのはミスプリントで、「国家を大学と文化の下」とすべきであろう。その上で、要するに興国同志会は「国家と云ふ立場に立つて見た文化」の側に立つのに対し、反興国同志会派は「国家を大学と文化の下」にあると考えるというものである。すなわち興国同志会对反興国同志会派の対立は国家と大学・文化の争闘であるというのである。一興国同志会員が語ったのはここまでである。この談話が森戸事件発生以来、学生大会までの間に興国同志会の思想と行動の根源を示している唯一の資料である。これに対し、反興国同志会派は学問の自由、大学の独立という立場で興国同志会を批判攻撃し、森戸乃至森戸論文を擁護したが、国家と文化との関係を如何に考えていたのか殆ど不明である。不明であるといわんよりは、寧ろ既述の通り、かかる「問題の根底が何處に在るかを見過」し、「中心に触れ」ず、「思想の根底に立入つて考」える者が皆無に近かつたのである。ただ一点、垣間見る程度のものであるが学生大会において、漠然とした言い方で「誤れる国体云々」という一語を洩らした者がいたという。反興国同志会派において、いささか国家に関係した発言らしきものを探すと、この程度のものしか見当らない。

以上解明し得たところからだけでも、まず興国同志会と森戸論文との関係、あるいは興国同志会と伊藤法学部助手との関係等は、国家と文化との争闘だといえる。しかしながら、総長、文部省へ走ったことは許し難いと興国同志会を痛罵した森、渡辺の両教授は、国家は文化の下にあるとする者ではない。両教授は興国同志会の行動を批判したが、森戸論文は森戸を休職とするに十分であるとしたのであるから思想的には興国同志会と対立しない。山川総長、経済学部教授会多数派もまた国家の絶対性を是認するものであるという点で興国同志会と一致する。

森戸問題報告会において冷笑、罵詈、「ノー」発言をした学生連や学生大会において興国同志会を攻撃した弁士達の多くは、興国同志会員が総長、文部省へ走ったとしてその行動を非難した。しかしながら森戸論文の内容に多少とも触れ、論文の不可を論じた者は、確認できる限りでは伊藤法学部助手だけである。結局、以下のように結論づけることができる。興国同志会は森戸論文は国家に対する危険思想であるとして論文を問題にしたが、反興国同志会側

は興国同志会の行動を批判するものの、森戸論文に触れなかった。両派は森戸問題をめぐり対立したが、両派の論点は完全にずれていた。反興国同志会派が興国同志会の思想の根底に触れず、その行動が大学の独立、学問の自由を侵害するものであると猛攻を加えたが、その独立、自由が絶対に是認されるのであれば、必然的に国家は否定される。反興国同志会派中そこまで突きつめて考えていた者がいかほどいたであろうか。興国「同志会の行動は横暴不合理卑劣かも知れぬ、其れは責むべきであらう。然し敵は本能寺に在り、問題の根底が何処に在るかを看過してはならない」とする指摘は、国家と文化の争闘という実態を凝視したその上に反興国同志会派の浅薄さを衝いたものであった。

第五に興国同志会の国家絶対論は不徹底であった。彼等の国家至上主義は旧思想に属するものとされていたが、必ずしもそうとは言えない。大学も文化も国家の下にあり、国家があくまでも至上絶対であるならば、総長、文部省に圧力を加え、権力により国家の存在を危殆に瀕せしめる思想を抹消することこそ彼等の論理の帰結である。しかるに興国同志会は文部省を訪問したことをもって大学の自由を毀傷したとして陳謝した。そこに興国同志会の不徹底が暴露されている。この中途半端は、興国同志会員もまた大学の独立、学問研究の自由の思想に影響されていたことを示すものである。

以上、五点にまとめて森戸問題報告会と学生大会を総括した。

- (1) 前掲「物淋しい興国同志大会が／云々」。
- (2) 杉基一「大学の独立と学問の自由」〔大学評論〕第四卷第二号 大正九年二月一日。
- (3) 「吾人を目して頑迷固陋とは／理非曲直の顛倒／氏の論文は寧ろ宣伝の意味を含む／国家あつて学問の独立にあらずや」／……と同志会一員は談る。〔讀賣新聞〕大正九年一月十六日。この小原談に対し、一月二十一日、法学部森戸問題実行委員会は失言としてその取消しを要求することを決定しようである（前掲「法学部委員／態度を決す／云々」）。
- (4) 森戸は学生大会の「席に絶対に姿を見せなかつた」、ただし大内は「成る程ちらと姿を見せられた、けれどもほんのちよつとの事」であったと学生大会側の学生は語っている（興国同志会の／卑劣を憎む／法学部斎藤君の憤慨）〔讀賣新聞〕大

正九年一月十七日)。

- (5) 前掲C・H・生「感ずるまゝを」。このC・H・生は興国同志会員でもなく、また森戸の恩顧を受けたこともない、それだけに冷静に一月十五日の集会を考へることができると自認する。投稿文の内容はどちらかといえば興国同志会寄りである。
- (6) 大内は一月十四日、金井経済学部長の下に辞表を提出したが、金井はこれを握り潰しそうでもあり、また森戸同様懲戒休職になる形勢もあるが、教授会中、大内休職に「強硬な渡辺博士の如き反対者」もあり、連日連夜、会議が続けられていた(大内助教も休職とならんか? / 辞表は部長に握潰さる)。(『讀賣新聞』大正九年一月十八日)。なお大内が提出したものは「進退伺」であるという新聞記事もある(『自分は音無し／く罪を待つ／進退伺は出した／と大内氏語る』、『時事新報』大正九年一月十七日)。
- (7) 前掲「吾人を目して頑迷固陋とは／云々」。
- (8) 前掲法学部学生C・H・生「感ずるまゝを」。
- (9) 前掲濱田壽一「大学独立運動と思想問題」。

## 五、結語——大正デモクラシーの産物

森戸論文が掲載された学術研究雑誌が回収され、森戸、大内が休職、起訴された事件は、旧体制、旧思想による大学の独立、学問研究の自由を抑圧するものであり、デモクラシーへの挑戦であるという。かかる通説にとらわれず、事件の内部に立入り、詳細に検討すると、通説では処理不可能な現象があらわれていたことを見出す。

第一に興国同志会の行動は学生大衆運動の序幕であった。同会は初め森戸問題に関する演説会を計画したが、状況の変化から報告会になった。いづれにしても、興国同志会は学生大衆を動員し、訴え、賛同を求めようとした。報告会を進行させる手際の拙劣さから失敗したが、学生大衆と共に運動を進めようとした行動は旧思想の発想ではない。森戸問題報告会は、いわば反興国同志会派に乗っ取られ、学生大会に変貌し、それはさらに経済学部学生大会、法学

部学生大会、法学部学生大会続行大会と学生大衆集会がつづくが、その嚆矢は興国同志会による学生大衆集会である。吉野作造、森戸辰男の支援を受けながら既に一年余り前から存在していた進歩的学生の組織である新人会はかかる学生大衆運動を行わなかったし、また行えなかった。新人会は学生大衆の中に潜入し、反興国同志会学生を煽動したことは今後の論稿で解明する。森戸問題に関する学生大衆運動のバイオニアは進歩派から頑迷固陋派と罵られた興国同志会であった。

第二に、興国同志会もデモクラシー思想の影響を受けていた。そのことは学生大衆運動の発想者であったことから証明できるが、「大学の自由」の毀傷者として自己批判するところは不知不識の間に国家を絶対視しない近代デモクラシー思想の洗礼を受けていたことを示すものである。

第三に森戸事件は思想弾圧、社会主義思想弾圧の新しいスタートであったという説は正しくない。それ以後、新しい思想、社会主義思想、それらに伴う運動はますます百花燎乱と咲き乱れたことは歴史的事実である。森戸事件発生時点だけに限定して見ても、森戸事件に関する新聞雑誌記事は躍動していた。弾圧下では報道、評論は一切罷り成らぬ筈である。たとえば森戸事件に関し常に最も広い紙面を費して報道したのは讀賣新聞であるが、同紙は森戸問題報告会及び学生大会の模様を報道した日に、つぎのような社説を掲げた。すなわち言論、思想、学問研究の自由は今日何人にも認められる所であり、これらの自由が社会の進歩を昂進させる、しかるに森戸助教授の研究に対し解職し、司法問題にするとうごときは「学問の独立を妨ぐる」と同時に、思想の江河を人為的に堰止めようとするもので危険至極と云わざる可らず、とするものであった。かく論じた同紙は発禁にならなかった。こうした雰囲気の中で、事件の最初の段階において、名指しこそしなかったが明かに森戸をして「趨炎附熱の徒」と称した新聞社説があったが、この同紙の社説は森戸問題報告会、学生大会、経済学部学生大会を経た後では、森戸は「忠実なる一箇の学究にして、必ずしもクロボトキンの思想の宣伝者を以て目すべからざるが如し」と変化した。吉野作造は、森戸論文が回収され、

森戸が休職になった当初、止むを得ないという談話くり返し発したのであったが、一か月と経たぬうちに森戸の特別弁護人と変化した。吉野が筒井順慶式の卓怯な振舞いと言われざるを得ないほど狼狽したのは、「弾圧」が不備であったことの証明になるだろう。

結局、森戸辰男事件の本質は国家と文化の対立という点にあった。すなわち、森戸論文を批判した経済学部教授会、興国同志会は国家の優位性乃至は絶対性を思想の根底に置いていながら、大学の独立、学問研究の自由という新思想の影響から無縁であることは不可能であったし、他方、反興国同志会側は新思想を主張しながら、旧思想の牙城を攻めたてる勇気を欠いていた。スポーツの対決は勝ち負けで決着するが、政治、社会事象の多くは灰色に落ちつきがちである。森戸事件は、仁井田法学部長がいみじくも述べたように、新旧何れの思想にしる余り極端を云ふのは宜しきを得ない、というところに収斂する。有名な進化論者は自然は飛躍しないと云ったが、森戸問題の全貌は人間界もまた飛躍しないということを示している。

(1) 前掲「研究は自由／宣伝は不可」。

(2) 「危険思想の取締——自由研究を妨ぐる勿れ」(『東京日日新聞』大正九年一月十七日 社説)。

(追記) 本研究は桜田会平成四年度第十回政治研究助成金により成るものである。記して感謝の意を表す。